

第八管区海上保安本部公示第23号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年 4月18日

第八管区海上保安本部長

久田 隆弘（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 鳥取県中部総合事務所
- (2) 住所 鳥取県倉吉市東巖城町2

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 赤碕港（別添付図参照）
- (2) 期間 令和6年5月1日から令和6年8月30日まで

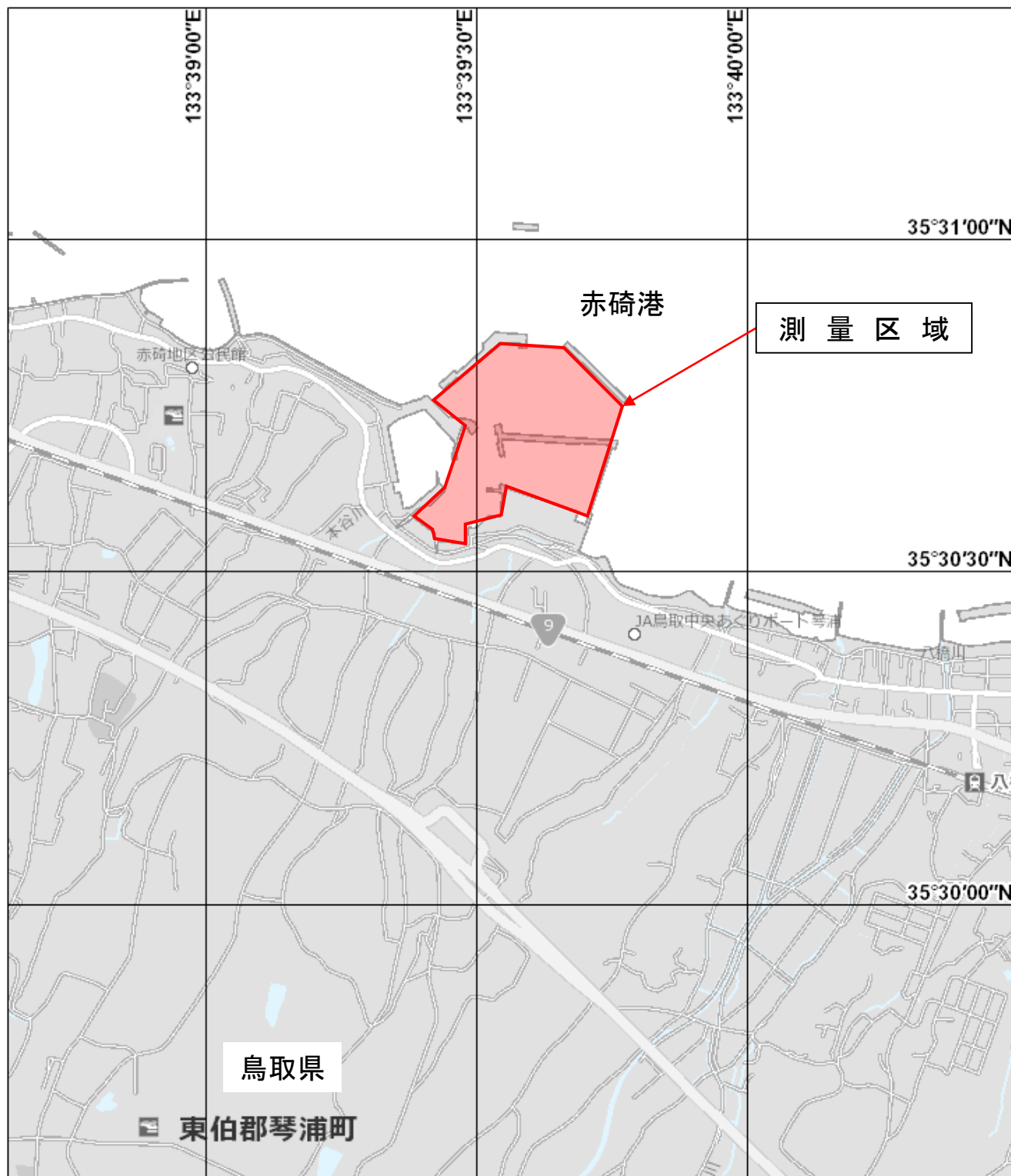
3 水路測量の実施方法

G N S Sによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
- (2) 八管区水路通報に掲載

第八管区海上保安本部 公示第 23 号 関連付図



0.4km
0.2nm